

# 鳥取県の迷惑防止条例の一部改正について

改正(案)について、皆様のご意見をお寄せください。

## 迷惑防止条例

迷惑防止条例は、県民の皆さんの平穏な生活の保持を目的に昭和38年に制定され、現行条例の正式名称は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」といいます。痴漢や盗撮行為等を代表する卑わいな行為などに規制を設けるものですが、社会情勢の変化等に対応するため、規制内容の一部改正を検討しています。

### 主な改正検討内容

### 【盗撮行為に対する規制範囲の拡大】

不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物  
集会場、事務所、教室、タクシー等

下着等の盗撮禁止

改正

改正後の規制範囲

現行の規制範囲

公共の場所

不特定かつ多数の者が自由に出入りし、又は利用する施設等  
道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店等

公共の乗物

不特定かつ多数の者が自由に利用し得る乗物  
汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機等

公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所  
公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室等

裸体等の盗撮禁止

人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所  
住居、浴場、更衣室、便所等

新設

### 嫌がらせ行為（ストーカー除く）に対する規制内容（反復性を要する）

※ 1～4号、5号（電子メール）

身体の安全や通常所在する場所（住居、勤務先等）の平穏若しくは名誉が害される不安を覚えさせる方法で行われるものに限る

3号・面会その他義務なき要求

4号・著しく粗野又は乱暴な言動

5号・無言電話  
・連続電話、FAX、電子メール送信

1号・つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり  
・住居等の付近における見張り  
・住居等への押し掛け  
・住居等の付近におけるうろつき

2号・監視していると思わせることを告げる  
・知り得る状態に置く

6号・汚物等嫌悪の情を催させる物の送付  
・知り得る状態に置く

7号・名誉を害する事項を告げる  
・知り得る状態に置く

8号・性的羞恥心を害する事項を告げる  
・知り得る状態に置く  
・電磁的記録等の送付

改正

### 罰則の引き上げ、両罰規定の新設

○罰則 盗撮行為～1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（従前50万円以下の罰金のみ）

○両罰規定の新設 不当な客引き行為～行為者のほか法人責任も規定

# 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（迷惑防止条例）改正検討を行っている各項目

## 1 卑わい行為規制関係

### (1) 盗撮事前設置規制（第3条1項3号改正、2項新設）

従前の盗撮行為規制に加え、撮影する目的で写真機等を用いて「撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること」を加え、盗撮目的でのカメラ等の差し向け、事前設置行為を規制するもの

### (2) 透視機能を有する写真機等での盗撮規制（第3条1項4号新設）

「衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、公共の場所にいる者又は公共の乗り物に乗っている者の下着等の映像を見、又は撮影し、若しくは録画すること」を新設するもの

### (3) 通常衣服を着けない場の盗撮規制拡大（3条2項1号（旧2項）改正）

公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態での盗撮規制であったところ、「住居、浴場、更衣室、便所その他通常衣服の全部又は一部を着けないでいる場所」の規制に改め、一部私的空間を加え、範囲拡大するもの

### (4) 公共の場の盗撮規制拡大（第3条2項2号新設）

これまで公共の場所又は公共の乗り物での規制であったところ、「集会所、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗り物」における盗撮行為、盗撮目的での写真機等の差し向け、事前設置行為を追加規制するもの

## 2 嫌がらせ行為規制（第4条新設）

従前で未整備であったつきまとい等の嫌がらせ行為について、特定の者に対する行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する感情を充足目的で行われるものを除く）を反復して行ってはならない」として、規制するもの

## 3 罰則関係

### (1) 卑わい行為のうち、のぞき、盗撮行為の罰則引き上げ（第10条1項、2項改正）

従前、50万円以下の罰金（常習6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）であったところ、卑わい行為となるのぞき行為、盗撮行為（差し向け、事前設置含む）について、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（常習2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に罰則を引き上げ

### (2) その他卑わい行為の罰則引き上げ、嫌がらせ行為の罰則新設（第10条3項、4項改正）

のぞき行為、盗撮行為を除く痴漢、卑わい言動等の卑わい行為、嫌がらせ行為の罰則を6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（常習1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

## 4 両罰規定（第11条新設）

不当な容引き行為（第8条（旧7条））について、行為者のほか法人又は責任者に対し、当該罰金刑（50万円以下の罰金）を課す両罰規定を新設するもの

## 条例案の閲覧方法

- ・県警本部ウェブページで閲覧できるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。
- ・郵送をご希望される方は、〈応募・問い合わせ先〉までご連絡ください。

## 応募方法

- ・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファックスで応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

## 結果の公表

- ・ご意見については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

〈応募・問い合わせ先〉

〒680-8520

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部生活安全企画課

電話 0857-23-0110

ファックス 0857-23-0110

電子メール

k\_seiananzensoudan@pref.tottori.lg.jp

